

第七十一号議案

江戸川区立コミュニティ会館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年九月二十一日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区立コミュニティ会館条例の一部を改正する条例
 江戸川区立コミュニティ会館条例（昭和五十九年三月江戸川区条例第十五号）
 の一部を次のように改正する。
 第二条の表に次のように加える。

松島コミュニティ 会館	江戸川区松島四丁目二五番六号
----------------	----------------

第三条第一号中「及び多目的室」を「多目的室及び健康ルーム」に改める。
 第六条第一項ただし書中「場合の使用料」の下に「並びに健康ルームの使用料」
 を加える。

別表中「（一時間単位）」を削り、同表に次のように加える。

松島コ ミ ニ テ イ 会 館	集会室	第一	四二〇円
		第二	四二〇円
	音楽室	第一	二二〇円
		第二	二二〇円
	和室	第一	二二〇円
		第二	二二〇円
	健康スタジオ		一、〇五〇円

別表備考中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同表備考に第一号として次の一号を加える。

- 一 使用料の単位時間は、一時間とする。ただし、貸切りでない場合にあつては二時間を一単位とし、健康ルームの場合にあつては午前の部、午後の部及び夜間の部のそれぞれを一単位とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 松島コミュニティ会館の利用手続その他利用のための必要な準備は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

		健康ルーム		スポーツルーム	
	夜間の部	午後の部	午前の部	貸切りの場合 一時間単位	
	午後五時三十分～午後九時	午後一時三十分～午後五時	午前九時～午後〇時三十分	貸切りでない場合 二時間単位	
—	—	—	—	一般(高校生以上)	
円	円	円	円	小・中学生	
				無料	
				七三〇円	

(説明)

松島コミュニティ会館を設置し、当該施設の使用料を定める必要があるもので、本案を提出いたします。